

## 豊山町きれいなまちづくり条例逐条解説

### (目的)

第1条 この条例は、豊山町環境宣言（平成10年12月4日議決）の理念の下に、協働によるきれいなまちづくりの推進のために必要な事項を定め、もって快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

### 【趣旨】

本条は、この条例の目指すべき目的について定めており、各条項の規定を解釈するうえでの指針となるものである。

### 【解釈】

豊山町環境宣言（平成10年12月4日議決）の理念の下に、きれいなまちづくりを推進するにあたり、我々一人ひとりが、環境美化について考え、行動する必要がある。このことを踏まえ、本条例は、協働によるきれいなまちづくりの推進を図り、町の快適な生活環境の確保に寄与することを目的としている。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 町内に住所を有する者、通勤する者、若しくは滞在する者又は町内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 町内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 土地所有者等 町内に土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (4) 空き缶等 飲食物等を収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器をいう。
- (5) 吸い殻等 たばこの吸い殻、袋類、紙くず、発泡スチロール、プラスチック製品、ナイロン、ビニール類、チューインガムのかみかす、印刷物その他これらに類するものをいう。
- (6) ポイ捨て 空き缶等及び吸い殻等を専用の回収容器又は所定の回収場所以外に投棄することをいう。
- (7) 犬の飼い主等 犬の所有者又は所有者以外の飼養管理者をいう。

### 【趣旨】

本条は、この条例中の用語について、その意味を定めるものである。

### 【解釈】

第1号について、町民等は、町的生活環境に影響を与える者は町に住んでいる者だけではないことから、町内に通勤する者、その他町に滞在する者及び町内を通過

する者も含めている。

第2号について、事業者は、町内で事業活動を行う法人、個人を含めたすべてのものとする。

第3号について、土地所有者等は、道路、公園、河川等の公共施設管理者も該当するものとする。

第4号は、空き缶等について、缶、びん、ペットボトル及びその他の容器と定められている。ここでは、ごみの散乱の原因となり得るものを挙げている。

第5号は、吸い殻等について、たばこの吸い殻、袋類、紙くず、発泡スチロール、プラスチック製品、ナイロン、ビニール類、チューインガムのかみかす、印刷物その他これらに類するものと定めている。第4号と同様にごみの散乱の原因となり得るものを挙げている。

第6号は、ポイ捨てにあたる行為について定めている。

第7号について、犬の飼い主等は、犬の所有者だけでなく、代理で飼養、管理している者も含めるものとする。

(町の役割)

第3条 町は、きれいなまちづくり推進のために必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 町は、前項の施策を実施するに当たっては、町民等、事業者及び土地所有者等の適切な参加の方策を講じるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、この条例で掲げる目的達成のため、きれいなまちづくり推進に係る町の役割について定めるものである。

【解釈】

この条例の目的である町の快適な生活環境の確保を達成するため、町の役割として、きれいなまちづくり推進に必要な施策を策定、実施することとしている。また、町民等、事業者及び土地所有者等と協働で環境美化を推進するため、策定した施策を実施するに当たり、町民等、事業者及び土地所有者等が適切に施策に参加できるよう方策を講じるよう努めるものとしている。

(町民等の役割)

第4条 町民等は、きれいなまちづくりの推進に対する意識を高め、町の環境美化に努めるものとする。

2 町民等は、町その他の行政機関が実施するきれいなまちづくりに関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、この条例で掲げる目的達成のため、きれいなまちづくり推進に係る町民等の役割について定めるものである。

【解釈】

この条例の目的である町の快適な生活環境の確保を達成するため、町民等の役割として、きれいなまちづくり推進に対する意識を高め、地域の清掃活動等の環境美化に努めるものとしている。また、町が実施する施策に積極的に協力するよう努めるものとしている。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、事業所、その周辺その他の事業活動を行う地域における環境美化活動及び従業員に対する啓発に努めるものとする。

2 事業者は、町その他の行政機関が実施するきれいなまちづくりに関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、この条例で掲げる目的達成のため、きれいなまちづくり推進に係る事業者の役割について定めるものである。

【解釈】

この条例の目的である町の快適な生活環境の確保を達成するため、事業者の役割として、事業活動を行うにあたり、生活環境を損なうことがないように、事業所及びその周辺、その他事業活動を行う地域で環境美化活動及び従業員への意識啓発に努めるものとしている。また、町の実施する施策に積極的に協力するよう努めるものとしている。

(土地所有者等の役割)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地が、ごみの散乱等により町の美観を損なうことがないように適切な管理に努めるものとする。

2 土地所有者等は、町その他の行政機関が実施するきれいなまちづくりに関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

**【趣旨】**

本条は、この条例に掲げる目的達成のため、きれいなまちづくり推進に係る土地所有者等の役割について定めるものである。

**【解釈】**

この条例の目的である町の快適な生活環境の確保を達成するため、土地所有者等の役割として、町の美観を損なうことが無いよう当該土地又は公共施設をポイ捨て等防止のため適切に管理し、散乱したごみについては、適切に処理するよう努めるものとしている。また、町の実施する施策に積極的に協力するよう努めるものとしている。

(ポイ捨て防止)

第7条 空き缶等及び吸い殻等を自ら生じさせた者は、当該ごみを自宅等に持ち帰り、又は適切な回収容器に収納しなければならない。

2 ポイ捨てのおそれのある物の製造又は販売を行う事業者は、ポイ捨てを防止するため、消費者に対する意識の啓発、回収容器の設置その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

**【趣旨】**

本条は、町民等及び事業者が、ごみの散乱防止のために行うべきことについて定めるものである。

**【解釈】**

ポイ捨てによりごみが散乱した状態になると、町の美観を損ね、生活環境の悪化を招くことから、本条でポイ捨て防止のための取組について規定している。

町民等については、空き缶等及び吸い殻等を散乱させないように、自宅に持ち帰り、又は適切な回収容器に収納することとしている。

事業者については、事業活動の中で扱う製品で、ポイ捨てにより散乱のおそれのあるものについては、ポイ捨て防止のため、消費者への啓発、回収容器の設置及びその他必要な措置を講じるよう努めるものとしている。

(犬の適正飼養)

第8条 犬の飼い主等が飼い犬を散歩させるときは、犬のふんを収納する容器等を携帯し、飼い犬がふんを排泄したときは、直ちに回収して自宅等に持ち帰り、適切に処理しなければならない。

**【趣旨】**

本条は、犬の飼い主等は、散歩をさせている飼い犬がふんを排泄した場合、適切に処理しなければならないことを定めるものである。

**【解釈】**

飼い犬のふんの放置は、町的美観を損ね、公共の場所を利用する者や、公共の場所付近を通過する者に対して、不快感を与えることから、ただちに回収し、適切に処理しなければならないとしている。

(助言又は指導)

第9条 町長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、町民等、事業者及び土地所有者等に助言又は指導をすることができる。

**【趣旨】**

本条は、条例の適切な施行のため必要があるときは、町長が指導及び助言をすることができることを定めるものである。

**【解釈】**

町長は、本条例で定める町民等、事業者及び土地所有者等の役割を適切に果たせるよう助言又は指導を行うことができるものとする。

また、第7条第1項及び第8条の規定に違反する者に対し、本条に基づき指導ができるものとする。

(勧告)

第10条 町長は、第7条第1項又は第8条の規定に違反した者に対し、当該違反を是正するため必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

**【趣旨】**

本条は、本条例に規定する義務規定の違反者に対し、町長が違反行為の是正措置を講ずるよう勧告できることを定めるものである。

**【解釈】**

本条で定める勧告については、第9条に定める指導に従わない者に対し、違反行為の是正措置を講ずるよう勧告処分をするものとする。

**【運用】**

勧告処分をするときは、別に規則を制定し、その規定に基づき行うものとする。

(命令)

第11条 町長は、第7条第1項又は第8条の規定に違反した者に対し、前条に規定する勧告をしたにもかかわらず、その者が当該勧告に従わないときは、当該違反を是正するため必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

【趣旨】

本条は、本条例に規定する義務規定の違反者が、前条に規定する勧告を受けたにも関わらず、当該勧告に従わない場合に、町長が違反行為の是正措置を講ずることを命令できることを定めるものである。

【解釈】

本条で定める命令については、第10条に基づく勧告を受けた者が、当該勧告に従わない場合に、違反行為の是正措置を講ずるよう命令処分をするものとする。

【運用】

命令処分をするときは、別に規則を制定し、その規定に基づき行うものとする。

(ボランティアの参加及び協力)

第12条 町長は、環境美化活動に関し、環境ボランティアとして、広く町民等、事業者その他団体の自主的な参加及び協力を求めることができる。

【趣旨】

本条は、町長が、協働によるきれいなまちづくり推進のため、町の実施する施策及びその他の環境美化活動に関し、環境ボランティアとして、町民等、事業者、その他団体の自主的な参加及び協力を求めることができることを定めるものである。

(表彰)

第13条 町長は、きれいなまちづくりの推進に著しく貢献したと認める町民等、事業者その他団体を表彰することができる。

【趣旨】

本条は、町長が、前条に基づいたボランティア活動及びその他環境美化活動により、きれいなまちづくりの推進に著しく貢献したものを表彰することができることを定めるものである。

【運用】

表彰するときは、別に表彰要綱を制定し、その規定に基づき行うものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

【趣旨】

本条は、一般的な委任規定を置いたものである。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

【趣旨】

附則は、本条例の施行日を定めるものである。